

熊本県プロフェッショナル人材誘致事業補助金

熊本県では、県内の事業所において、県外のプロフェッショナル人材を受け入れるための「お試し就業」を実施する場合、受け入れに必要な経費の一部を最大200万円補助します。



©2010 熊本県くまモン

事業概要

プロフェッショナル人材	県外に在住しており、事業の企画運営や海外進出、生産性向上や製品設計開発等の分野において実務経験を有する者等で、事業創出力の強化等につながるような活躍が期待できる人材（裏面に人材イメージを記載）
補助対象内容	<p>県内の中堅・中小企業等が、県外からプロフェッショナル人材を受け入れ、「お試し就業」を実施した場合に、企業等に対し経費の一部を補助します。</p> <p>中堅・中小企業等：資本金10億円未満又は従業員1,000人未満である事業者</p> <p>お試し就業：プロフェッショナル人材及び受入企業等の双方が、正規雇用の採否を判断するための有期雇用契約、出向契約に基づく就業又は正規雇用後の試用期間の就業で、期間は4ヶ月以内</p>
補助対象経費	<p>平成27年度中に支出のあった以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none">・お試し就業期間中のプロフェッショナル人材に係る給与及び諸手当・事業主負担分社会保険料・プロフェッショナル人材に支給した転居等費用・人材紹介会社に支払う人材紹介手数料（人材紹介会社を利用した場合のみ）
補助率	1 / 2 以内（千円未満の端数切捨て）
補助限度額	上限200万円/人（1社当たり2人まで）
補助対象期間	交付決定の日から平成28年2月29日（月）まで ただし、交付決定前のお試し就業の開始や経費の支出は補助対象外となります。

問い合わせ先及び交付申請書提出先

熊本県 商工観光労働部 商工労働局 労働雇用課 雇用対策班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL：096-333-2340 Mail: roudoukoyou@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県HP（様式等） http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_13107.html

(参考) プロフェッショナル人材のイメージ

	人材イメージ	具体的な経験(例)
経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材(将来の経営幹部候補も含む)	企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者など
販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者など
事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決(財務再構築、事業再編等)し、事業再生を推進する人材	金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験者など
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値(改善による生産性向上、新たな製品開発への取組み等)を生み出すことのできる人材	大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者など
その他の人材	・受入先で求められるスキルについて10年以上の職業経験を有している人材 ・経歴、職歴、資格等から優れた技術、技能を持っていると認められる人材	

事業の流れ

1. プロフェッショナル人材の選考を開始(開始後、労働雇用課へ御相談下さい)
2. 交付申請書類を提出
3. 県が交付決定(通知を送付)
交付決定前に雇用契約若しくは出向契約の締結は可能ですが、お試し就業の開始や経費の支出は交付決定日以降のものが対象となります。
4. プロフェッショナル人材のお試し就業開始
5. お試し就業終了から30日後若しくは平成28年3月11日のいずれか早い日までに県に実績報告書を提出
6. 県による補助金額確定後、受入企業等が補助金を請求
7. 県が請求書を受領後、内容確認の上補助金を支払い

申請期間 平成27年10月26日(月)～平成28年2月29日(月)

申請のあった者から受付順に審査を行います。ただし、同日に複数の申請があった場合は同時に受け付けたものとみなします。なお、予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

申請方法 「プロフェッショナル人材誘致事業補助金交付申請書」を作成し、必要書類を添付の上、申請書類を1部提出してください。

プロフェッショナル人材の選考開始後、まずは御相談下さい

<注意事項>

- ・所定の書類に必要な事項が記載されていない、または添付書類等が添付されていない場合は、不採択とします。
- ・提出書類等は県が保管し返却しません。
- ・補助事業終了後事業成果等に関する県の調査に御協力いただくことが、補助金交付の条件となりますので、御承知おきください。